平成２６年（フ）第４２０号
埼玉県草加市柳島町420番地１　パークアベニューウエストＦ―101号
債務者　宮嶋　節雄
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
長崎県長崎市城山台２丁目38番１―101号、旧住所長崎県長崎市小江原３丁目５番16号
債務者　吉川　正安
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　雅英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３６号
静岡県焼津市相川1070番地の３
債務者　滝井　郁代
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市津久井２丁目10番７号
債務者　一之瀬静夫
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目21番14―105号
債務者　松下　義明
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田　理司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２４６号
盛岡市志家町１番２号　和光ホームビル２―Ｄ号
債務者　浅沼美代子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２４９号
盛岡市東見前９地割28番地10　丸井アパート208号
債務者　佐藤　孝男
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５８号
岩手県花巻市大谷地598番地３　ハイツランドＡ210号
債務者　中村　真紀（旧姓輪田）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４８９号
宮城県岩沼市たけくま２丁目16番１号　レオパレスボヌール110
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
茨城県那珂市堤772番地５
債務者　山口　　修
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３０５号
茨城県水戸市元吉田町1833番地の23
債務者　石井　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３０６号
茨城県那珂市堤772番地５
債務者　山口ちい子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７６号
茨城県日立市千石町１丁目２番19号
債務者　池邊　道子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７７号
茨城県日立市千石町１丁目２番19号
債務者　池邊　利子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２５８号
新潟市秋葉区七日町781番地４
債務者　帆苅　直人
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里584番地３
債務者　沖　ちづる
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３２３号
兵庫県神崎郡神河町吉冨1202番地の３
債務者　藤原　　駿
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３７４号
兵庫県高砂市伊保崎１丁目７番９号　サニーコーポ203号
債務者　久保田啓嗣
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部